

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険関連事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御嵩町は、国民健康保険関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

御嵩町長

公表日

令和2年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関連事務
②事務の概要	<p>・国民健康保険の被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</p> <p>・国民健康保険の保険給付の支給に関する事務</p> <p>・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第44条第1項に規定する一部負担金に係る措置に関する事務</p> <p>・国民健康保険法第63条の2に規定する一時差止めに関する事務</p> <p>・国民健康保険の被保険者に係る届出申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>・地方税法(昭和25年法律第226号)第703条の4第1項に規定する国民健康保険税の賦課及び徴収に関する事務</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)では、別表第1の16の項及び31の項の規定のとおり、国民健康保険税の賦課徴収又は調査に関する事務及び保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務等で個人番号を利用する。</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第2の規定に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	<p>総合行政情報システム、中間サーバー</p> <p>新国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「新国保総合(国保集約)システム」という。)</p> <p>※新国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される新国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市町村に設置される新国保総合PCで構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル、国民健康保険税情報ファイル、資格情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 番号法第9条第1項及び別表第1 16、30の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条</p> <p>3 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
<選択肢>	

①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報照会事務> 1 番号法第19条第7号及び別表第2 27、42、43、44、45の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第20条、第25条、第25条の2、第26条</p> <p><情報提供事務> 1 番号法第19条第7号及び別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p><オンライン資格確認の準備事務> 1 番号法附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 2 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部保険長寿課
②所属長の役職名	保険長寿課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	御嵩町(総務部総務防災課行政管財係) 可児郡御嵩町御嵩1239番地1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	御嵩町(総務部総務防災課行政管財係) 可児郡御嵩町御嵩1239番地1

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険長寿課長	保険長寿課長	事後	
平成31年4月22日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険長寿課長	保険長寿課長	事前	
平成31年4月22日	しきい値判断	平成28年11月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月22日	IV リスク対策	項目の追加	リスク対策	事前	
令和2年3月2日	I-1-② 事務の概要		<p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p>	事前	オンライン資格確認のしくみが令和3年3月を目途に運用開始されることに伴い事業を追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月2日	I-1-② 事務の概要		<p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>	事前	オンライン資格確認システムの稼働に向けた事前準備事務を追加
令和2年3月2日	I-1-③ システムの名称		<p>新国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「新国保総合(国保集約)システム」という。)</p> <p>※新国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される新国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市町村に設置される新国保総合PCで構成される。</p>	事後	岐阜県国民健康保険団体連合会と資格管理等の情報連携を行う国保情報集約システム等について追記
令和2年3月2日	I-2 特定個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル、国民健康保険税情報ファイル	国民健康保険情報ファイル、国民健康保険税情報ファイル、資格情報ファイル	事後	国保情報集約システム等に係る資格情報ファイルを追加
令和2年3月2日	I-3 法令上の根拠		3 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	個人番号の利用の法令上の根拠に、オンライン資格確認のしくみが令和3年3月を目途に運用開始されることに伴い、国保連合会又は支払基金に情報の収集、整理、利用、提供に関する事務を委託する根拠を追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月2日	I-4-② 法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、 33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、 106、109、120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 (主務省令における情報照会の根拠) 第20条、第25条、第25条の2、第26条</p>	<p><情報照会事務> 1 番号法第19条第7号及び別表第2 27、42、43、44、45の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第20条、第25条、第25条の2、第26条</p> <p><情報提供事務> 1 番号法第19条第7号及び別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、 33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、 106、109、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p>	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」の改正により追加された条項を追加し、記載方法を事務ごとに変更
令和2年3月2日	I-4-② 法令上の根拠		<p><オンライン資格確認の準備事務> 1 番号法附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 2 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	オンライン資格確認の準備事務の根拠を追加
令和2年3月2日	II-1 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年3月1日	事後	
令和2年3月2日	II-2 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年3月1日	事後	